

千葉演習林データ利用規則

(平成 24 年 6 月 20 日 制定)

平成 26 年 7 月 22 日 改正

平成 29 年 10 月 10 日 改正

令和 2 年 7 月 1 日 改正

(目的)

第 1 条

この規則は、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林(以下、千葉演習林が所蔵するデータ)の公正で秩序ある利用を実現することを目的とする。

(データ、データ利用及びデータ利用者の範囲)

第 2 条

この規則に定めるデータとは、千葉演習林の業務(外部資金によるものを含む)として取得された電子記録媒体・紙媒体の資料(数値、文章、理論・法則、コンピュータプログラム、音声、画像、図面等の各種情報を記録したもの)や材料・試料(微生物、土壌、岩石、動植物等)のうち、未公開のものをさす。

2 データ利用とは、上で定めたデータを対象として閲覧、複写、複製し、研究等のために利用することをさす。

3 データ利用者とは、研究教育機関の教職員及び学生等で、千葉演習林のデータを使って研究等を行う者とする。

(データ利用の手続き)

第 3 条

データ利用を希望する者は、千葉演習林が定める教育研究計画書およびデータ利用申込書の所定の事項を記入後、千葉演習林へ提出し、データ使用許可証の交付を受けるものとする。

(データ利用の許可、許可証の有効期間)

第4条

データ利用の申請を受け、千葉演習林長は、当該申込者の過去における千葉演習林の利用実績等を考慮し、データ利用者として適当かどうかを判断する。千葉演習林長は、教育研究計画書に基づいた承認を得た利用についてのみデータ利用を許可する。千葉演習林長がデータの利用を許可したときは、当該申込者にデータ利用許可証を交付する。

- 2 データ利用許可証に定めた有効期間の終了後もデータ利用を希望する場合は、改めてデータ利用申請の手続きを行うものとする。

(データ利用者の義務)

第5条

データ利用者は、提供されたデータを第三者に提供することを禁ずるものとする。

- 2 データ利用者は、提供されたデータを厳重に管理し、外部へ流出することを防がねばならない。

(利用許可の取消と罰則)

第6条

千葉演習林長は、データ利用者がこの内規に違反したときは、データ利用の許可取り消し又はデータ利用の中止を命ずることができる。

- 2 千葉演習林長は、違反したデータ利用者に対して、千葉演習林の利用を制限することができる。

附 則 この規則は、平成 24 年 6 月 20 日から施行する。

附 則 この規則は、平成 26 年 7 月 22 日から施行する。

附 則 この規則は、平成 29 年 10 月 10 日から施行する。

附 則 この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。